

令和元年11月定例教育委員会会議録

1. 日 時 令和元年11月8日（金）午後2時
2. 場 所 泉佐野市役所4階 庁議室
3. 出席委員
- | | |
|----------|---------|
| 教育長 | 奥 真弥 |
| 教育長職務代理者 | 赤坂 敏明 |
| 委 員 | 南 一早枝 |
| 委 員 | 畑谷 扶美 |
| 委 員 | 山下 潤一郎 |
| 委 員 | 中村 スザンナ |
| 委 員 | 甚野 益子 |
4. 説明のために出席した職員の職、氏名
- | | |
|-------------------|--------|
| 教育部長 | 溝口 治 |
| 施設担当理事 | 福島 敏 |
| スポーツ推進担当理事 | 檜葉 浩司 |
| 教育総務課長 | 川崎 弘二 |
| 教育総務課教職員担当参事 | 十河 統治 |
| 教育総務課教育振興担当参事 | 松藤 孝英 |
| 教育総務課学校給食担当参事 | 田中 邦彦 |
| 学校教育課長 | 木ノ元 直子 |
| 学校教育課人権教育担当参事 | 渡辺 健吾 |
| 生涯学習課長 | 大引 要一 |
| 青少年課長 | 山隅 唯文 |
| スポーツ推進課長 | 山路 功三 |
| 文化財保護課長 | 中岡 勝 |
| (庶務係) 教育総務課長代理兼係長 | 田倉 元 |
5. 本日の署名委員 委 員
- | |
|-------|
| 赤坂 敏明 |
|-------|

議事日程

(報告事項)

報告第18号 泉佐野市人権教育推進校PTA連絡会要望書に対する回答書について(学校教育課)

報告第19号 教育委員会後援申請について

報告第20号 教育委員会後援実施報告について

議案第22号 泉佐野市小中一貫教育基本方針の策定について(教育総務課・学校教育課)

(午後2:00開会)

奥教育長

ただ今から令和元年11月の定例教育委員会議を開催します。

本日の傍聴はありません。

本日は委員全員が出席しているため、会議が成立しています。

本日の会議録署名委員は赤坂委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の審議に入ります前に、10月定例教育委員会議の会議録についてご確認をお願いいたします。委員の皆様で何かお気づきの点がございましたら、お願いいたします。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

無いようでございますので、会議録の確認は終了させていただきます。恐れ入りますが、中村委員は後ほど署名をお願いします。

それでは本日の審議に入りたいと思います。

はじめに報告第18号「泉佐野市人権教育推進校PTA連絡会要望書に対する回答書について」を議題といたします。報告をお願いします。

渡辺学校教育課人権教育担当参事

報告第18号「2019年度 泉佐野市人権教育推進校PTA連絡会要望書」に対する回答書について、ご説明させていただきます。

去る10月16日に泉佐野市人権教育推進校PTA連絡会より、教育委員会に対して要望書の提出がございました。資料の表紙をめくっていただき、資料真ん中の縦線より左側が人推P連からの要望でございます。内容は大きく分けて基本要望と教育条件、教育活動の2点でございます。それぞれの要望に対する回答を右側につけております。

要望内容につきましては、昨年度の要望を基本としながら、変更点が大きく2点ございましたのでお伝えいたします。

まず、1ページ目に、「すべての学校園」とあります。これは、4校のみではなく、市内すべての小中学校において人権教育を推進していくため、人的配置や研修等の予算措置について要求されているものです。

次に4ページ目に、「性的マイノリティの子どもたちが、安心して学校に通うための施設・設備面の充実・改善のための予算措置を図りたい。また、教職員がより専門的な学びができるよう、研修等の予算措置を図りたい。」とあります。これについても、今年度、新たに要望がされています。

以上が大きな変更点となっております。

ご承認いただきましたら、11月18日に本回答書をお渡しする予定となっております。

私からの説明は以上になります。ご理解いただきますよう、よろしくお願いします。

奥教育長

毎年の人推P連からの要望書に対する回答でございます。今までは審議していただいていたと思いますが、教育委員会事務局に対するご要望でございますので、今回は報告事項にさせていただいて、私の専決でこういった内容で回答しますというご報告にさせていただいております。

昨年は、毎年同じことの繰り返しだというご意見をいただいたと思うのですが、要望は要望で相手方の要望ですので、こちらから変えてくれということではないので、基本的な回答を伝えさせていただいております。

ただ今の報告について、ご意見ご質問がございましたらお願いします。

赤坂委員

去年、私と山下委員が質問させていただいたようなことについては、今年、重複は控えさせていただきます。去年までは表紙が人権教育推進校で、1ページ目は人権教育推進校と変えなければならぬところを同和教育推進校となっていました。Q&Aをまとめていただいた資料だと思っておりますので、もちろん原本では変わっているとは思いますが、毎年同じパターンで印刷を繰り返していたのではないかとこの疑問のひとつでした。

それと2ページ目の3点目「同和教育・人権教育に関わる施設訪問・見学等の実施に活用できるバス等の交通手段についてさらなる支援を図りたい。」という要望に対して、回答が「施設訪問・見学等の実施では、市マイクロバスを活用できるように努めています。今後ともバス等の交通手段の支援について努めてまいります。」と。毎年出ていますので、従来以外の交通手段でこういった支援を要望されているのかお聞かせ願いたい。

最後のページ「泉佐野市人権教育研究会は、」から始まる要望ですが、PTA連絡協議会の要望書の中でここだけ人権教育研究会の要望とみられるような文言になっていますので、いかがなものかなという気がします。これについてお答えいただきたい。

渡辺学校教育課人権教育担当参事

要望書についてはそのまま記載させていただいております。出されたものに私が手を加えているということはありません。事務局に確認しましたところ、要望書を作成するにあたって事務局の長坂小学校の教員と会議の場合に集まるのが、4校の校長と人権教育担当とPTA会長、佐人研の

事務局と三支部、解放共闘、教職員組合というところで、学校だけではなくて関係の部署が集りながら要望書を作っているということを確認させてもらっています。その中でこの文言につきましては、会のほうで出ていたということを変えましたという報告を受けております。

例年変わらないという印象を受けられるところもあるかなと思いますが、なかなかすぐに改善できるものではないということと、やはりまだ根深く人権課題が残っているということが要望書からも伺うことができると思います。要望の方は続けながら、新たな課題がありましたら、また要望していくというところで回答をいただいております。バスや交通手段につきましても、同じように要望をし続けるというところ、バスであったり公用車であったりというところは確保していただきたい、あるいは大きな府の大会であったりとか参加資料代であったりとかも保証していただきたいというお話は聞いております。

人権教育研究というところで行きますと、佐人研の事務局の方も要望書に関わっていただいておりますので、その辺りの要望が最後の方に入れられているのかなと思います。要望の中に佐人研の要望が入っているとお考えいただけたらと思います。

赤坂委員

その場合、PTA連絡協議会の要望の中で佐人研に御指導いただいたという形で、文書にしていたほうが、誤解がないのではないかと。

渡辺学校教育課人権教育担当参事

わかりました。表記の仕方についてはまた事務局にお返ししておきたいと思います。

赤坂委員

筋からは逸れますが、いわゆる昔で言えば、1ページ目の真ん中「教職員定数改善施策」になる、推進校には加配をいただいていた経緯がありますよね。今でも昔でいう同和加配、今では児童生徒支援加配というかな、他の加配と融合した形の呼び方になったと思うけど、それは今現在でも府からいただいているのですか。

渡辺学校教育課人権教育担当参事

おっしゃっていただいたように、当初の同和加配であったものが支援一般という加配になりまして、生徒指導であったり、学力に大きな課題があるところに配置をしていただいております。ただ無条件につけていただくのは府としても国に説明がつかないので、毎年学校からは申請であったり、計画であったり、課題であったり、それについて加配教員をどのように活用するのかということを含めて、府の方に上げさせていただいているという経緯がございます。今もつけていただいている加配です。

赤坂委員

もう一つだけ、同和教育推進校から名前が人権教育推進校ということで、啓発については4校にかかわらず全校にというお言葉をいただいたのですが、他の自治体ではかつての同和推進校以外の

エリアの学校でも推進校として加入してやっておられる自治体もあります。そういう人権的な大枠になったのであれば他の指定を受けていない学校も推進校に入って、人権の啓発をするのもひとつかなど。長野市は全小学校、中学校が推進校に加入して啓蒙活動やっておられる自治体もありますので。人権のまち泉佐野ですから、ベース的に広がる形で、全校対象にしていってもいい課題ではないかなと思いますので、意見として付け加えさせていただきます。

山下委員

それでは市Pという組織があるので、それに統一したらいいのでは。

赤坂委員

ただ人権推進校の指定を受けないといけないので。全市的に啓発するのであればそれもあるのではないかという意見です。

奥教育長

旧法があった時代には、同和地区に校区を有する学校は同和教育推進校と呼ばれていて、部落差別を無くす教育を中心に進められてきたわけですがけれども、法が期限切れになってからは一般的に全ての学校で、人権教育は推進しないといけないということは当然のことだったんですけれども、同和教育推進校は部落差別による学力保障の問題とかを含めて解消しないといけないといったことの推進校だったわけですし、差別を無くさないといけないという教育は全ての学校でしなければならぬということは法の有る無しに関わらず今も昔も同じです。これが同和教育推進校ということのPTA連絡会だったんですけれども、それが法の期限切れにより、人権教育推進校PTA連絡会と名前を変えたということですが、これまでの経緯からも部落差別をはじめあらゆる差別をなくするという一番の中心課題があって、それを推進していくという意味で4校が現在も存在していますので、その4校のPTA連絡会が人権教育推進校PTA連絡会だということですが、ただ先程も赤坂委員さんが言って下さったように全ての学校で推進して人権教育を推進していかなければならないということも間違いないことですので、それを4校中心にしてということで、今までの運動の流れでそうなっているのですが、こういう教育活動の条件を良くして下さいよという署名活動は全ての学校から配布させてもらって、それを集約させてもらって、このPTA連絡会の方がこれをきちんと府の方の加配に要望措置の時に持っていかせてもらっているのです、今までの組織的には、これまでの経緯もあるので4校の連絡会になっていますが、それに協力してもらうところは全ての学校に趣旨を徹底してやらせてもらっています。その辺りをご理解よろしく願いいたします。

だから市Pと同じ組織でやるというのは趣旨が違いますので。

赤坂委員

PTAの組織ではなく推進校の枠を4校から全校とは言いませんが、広げていっていいのではという意見を出させてもらいました。

奥教育長

児童生徒支援加配は4校に限らず、厳しい状況の中、他の学校にもついているところもありますので。

他にございませんか。

無いようでございますので、以上で報告第18号を終わります。

次に、報告第19「教育委員会後援申請について」を議題といたします。報告をお願いします。

川崎教育総務課長

教育長専決により教育委員会の後援名義使用を承認した事業について、報告資料19に基づいて説明。

新規3件、継続3件、計6件の事業内容について一括で報告

奥教育長

ただ今の報告について、ご意見ご質問がございましたらお願いします。

畑谷委員

「泉佐野市避難訓練コンサート」は誰が対象ですか。もし誰が行ってもいいのであれば、有料なのか無料なのかも教えていただきたいのですが。

木ノ元学校教育課長

入場料は無料でございます。今回学校教育課の方で対応させていただきました経緯の方は、2点ございます。1つは防災教育ということで本年度より重点的に教育としても取り組んでいるところの連携のひとつといたしまして、泉佐野市の自治振興課危機担当との連携の中でこのコンサートを通じて、いざ有事があったときにどういう避難ができるのかという目的が私ども学校教育課の取組みと一致しているのが1つです。もう1つが教育総務課長より説明いただきました、リハーサルという事で、同日1月18日(土)の事前のリハーサル事業といたしまして、市内在住もしくは在籍されている中高生で吹奏楽部に所属する生徒、保護者向けに事前の演奏をしていただけるというような趣旨も伺いましたので、こちらの方で担当させていただきました。

甚野委員

「ちぬうみ創生神楽」の開始は何時からですか。

大引生涯学習課長

令和元年11月17日(日)午後3時30分から開演予定です。

奥教育長

ちぬうみ創生神楽は前からやっていますが、新規ですか。

大引生涯学習課長

調べさせていただきまして新規でした。2015年にちぬうみ創生神楽の活動は開始しておりまして、2016年に教室の発表会という形でやられていて、2017年からちぬうみ創生神楽実行委員会設立した後、今回と同じように「ちぬうみ創生神楽 2017 公演」というのが始まりで、去年も教育委員会の後援申請をしようとしたらしいのですが、手続きが間に合わなかったということで、今年は早くからお話をいただいております、今回後援名義という形でお出ししております。

南委員

「避難訓練コンサート」ということですが、コンサートをしている途中で避難訓練があるということですか。

木ノ元学校教育課長

内容として聞いている所には、体験をしていただく内容だということ。もしもコンサート中に大地震が発生したら、そんな想定をもとにコンサートホールでの避難訓練を体験していただく内容と伺っております。構成の中で説明とあわせて、中川様からの演奏であったりとか、そういう試行であるということで企画書を頂戴しております。

南委員

座席から席を立てて外に出るとかそういう大がかりなものなのかなど。

木ノ元学校教育課長

具体的などころまでは申し訳ありませんが確認できおりませんので。次回確認をとりまして説明させていただきます。

奥教育長

他にございませんか。

無いようでございますので、以上で報告第 19 号を終わります。

次に、報告第 20「教育委員会後援実施報告について」を議題といたします。報告をお願いします。

川崎教育総務課長

報告第 20 号「教育委員会後援実施報告について」ご説明いたします。報告資料 20「教育委員会後援実施報告一覧表」をご覧ください。報告件数は今回 8 件でこれらは以前に教育委員会で後援承認したものであり、実施報告ということで、報告資料第 20 をもって報告にかえさせていただきます。

奥教育長

ただ今の報告について、委員の皆様でご意見ご質問がございましたらお願いします。

無いようでございますので、以上で報告第 20 号を終わります。

続いて議案審議にうつります。

議案 22 号「泉佐野市小中一貫教育基本方針の策定について」を議題といたします。説明をお願いします。

渡辺学校教育課人権教育担当参事

議案第 22 号「泉佐野市小中一貫教育基本方針の策定」につきまして、ご説明申し上げます。お手元の「基本方針」の 1 ページをお開き願います。

まず、「はじめに」では、冒頭の枠囲いに、小中連携教育と小中一貫教育の語句の定義を示しております。

小中連携教育は、「小・中学校段階の教員が、互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育」を意味しております。一方、小中一貫教育は、「小中連携教育のうち、小・中学校段階の教員が目指す子供像を共有し、9 年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育」を意味するものでございます。

次に、その下の本文では、小中一貫教育をめぐるこれまでの国の動きと、本市の考え方を整理しております。その要約としましては、国では、平成 28 年 4 月に施行された改正学校教育法その他関係省令等によって、「義務教育学校」とそれに準じた「小中一貫型小学校・中学校」が制度化されたこと。また、平成 20 年及び平成 29 年の学習指導要領の改訂により、教育内容や学習活動に質的・量的な変化が生じており、それらに適切に対応するため、これまで以上に小・中学校の教職員が連携・協働することの重要性が高まっていること。

以上のことから、2 ページに移りますが、本市においても、学習指導や生徒指導等に関する現状の課題に適切に対応するためのひとつの方策として、従来の小中連携教育の取組みを基礎としながら、小中一貫教育を推進する必要があるとの認識のもと、今般、この「基本方針」を策定したものでございます。

また、本市では、今後、この「基本方針」に基づき、教育委員会と小・中学校が連携・協働し、保護者や地域の皆様のご理解とご協力を得ながら、まずは各中学校区での小中連携教育の充実・強化に努め、その成果を基礎として、各中学校区の状況に応じて、小中一貫教育の推進に向けた取り組みを進めるとともに、当該校区の地域性や特色を活かした「地域とともにある学校」づくりを目指すこととしております。

次に、3 ページをお開き願います。第 1 章「小中一貫教育に関する制度の類型」では、制度化された「義務教育学校」と「小中一貫型小学校・中学校（併設型）」の特徴を表にまとめておりますので、後程、ご覧いただきますようお願い申し上げます。なお、本市では、当面は表の右側に記載の「小中一貫型小学校・中学校（併設型）」のうち、表の下から 5 行目の施設形態の一番右に記載の「施設分離型」を念頭に置いた小中一貫教育の推進を想定しているものでございます。

次に、4 ページをお開き願います。第 2 章「小中一貫教育が求められる背景」では、その背景を 4 点に分けて整理しております。

まず、1「教育内容や学習活動の量的・質的充実への対応」では、学習指導要領の改訂による英語教育の拡充や道徳の教科化、プログラミング教育の導入などに適切に対応するためにも、小・中学校の教員はこれまで以上に連携を深め、小学校高学年での専門的な教科指導を行うことや、つまりきやすい学習内容について、長期的な視点に立った、きめ細かな指導が求められていること。

次に、2「いわゆる「中1ギャップ」への対応」では、中学入学に際し、新しい環境で学習や生活に不適應を起こす、「中1ギャップ」に適切に対応するためにも、義務教育9年間を見据えた系統的な指導が求められていること。

次に、5ページに移りますが、3「社会性育成機能の強化への対応」では、共働き世帯やひとり親世帯の増加、地域コミュニティの衰退などの要因により、大人と子どもの関わりの希薄化が指摘されている中、異年齢交流の活発化、より多くの教職員や大人が子どもに関わる体制の確保、中学校区を単位とした地域教育力の強化など、社会性を育成するための教育活動の充実が求められていること。

最後に、4「学校現場の課題の多様化と複雑化への対応」では、いじめや不登校、保護者ニーズの多様化など、学校現場の抱える問題の中には、個々の教職員や、学年単位、あるいは学校単位では十分に対応しきれない問題が増えつつあり、中学校区単位での各学校間の連携や、家庭、地域、その他関係機関との協働など、児童生徒に関わる全ての大人による包括的・横断的な取組みが求められていること。

以上4点の背景を受けて、すでに全国各地で小中一貫教育の取組みが進められており、本市においても地域、学校における児童生徒のより良い育ちを目的として、9年間を見通した教育活動の充実を図るためには、これらの先進事例を参考にする必要がありますとしております。

次に、6ページをお開き願います。第3章「全国的な動向」では、文部科学省が、平成29年3月1日を基準日として実施した小中一貫教育の導入状況調査の結果を示しております。

まず、1「小中一貫教育等の実施状況」では、小中一貫教育実施済みの団体は全体の14%と少数ではありますが、未実施の団体のうち22%が実施予定、もしくは実施に向けて検討を進めていると回答し、同じく20%の団体が、他団体の導入状況を注視していると回答しているなど、小中一貫教育が徐々に全国的に広がっていることが確認できます。

次に、7ページに移りますが、2「小中一貫教育のこれまでの取組みの成果と課題」では、実施済みのほぼ全ての団体から、学習規律・生活規律の定着、「中1ギャップ」の緩和のほか、学力・学習意欲の向上、いじめや不登校、暴力行為の減少など、多くの学校現場が抱える問題について好影響を与えているとの回答が示されていることや、その一方で、小中の教職員間の打ち合わせ時間の確保や、教職員の負担感、多忙感の解消などの課題があるとの回答も示されているところでございます。

次に、8ページをお開き願います。第4章「本市の現状」では、1「学力について」、10ページ以降の2「小学校における教科担任制の導入について」、12ページ以降の3「暴力行為について」、14

ページ以降の4「いじめについて」、16ページ以降の5「長期欠席・不登校について」、18ページ以降の6「支援教育について」、21ページの7「人権教育について」、以上7項目につきまして、それぞれの現状及びこれまでの取組みと課題について、主に小中連携教育の取組みの視点から、整理しておりますので、後程、ご覧いただきますよう、お願い申し上げます。

次に、22ページをお開き願います。第5章が、本市の小中一貫教育基本方針となります。前文の2段落目以降に、方針の骨子としまして、まずは、全ての小・中学校において、児童生徒の9年間の学びと育ちをつなぐ視点から、諸課題の克服に向け、小中連携教育の取組みを充実させることを示し、その取組みに併せて、仮称ではありますが「小中一貫教育推進モデル中学校区」を設定し、『基本方針』に沿って、小中一貫教育の推進に取り組み、その後、他の中学校区の状況に応じて、小中一貫教育推進の取組みを可能な限り広げていくこととしております。

次に、1「小中一貫教育基本方針」の本文の要約となりますが、

(1)「小中連携教育の充実から小中一貫教育へ」では、各中学校区の小・中学校全ての教職員が共通の認識に立ち、情報を共有しながら、小中一貫教育を推進することとし、既存の連携組織とその取組み内容を整理し、推進体制を整えることとしております。

次に、(2)「中学校区における義務教育9年間の「教育目標」と「めざす子ども像」の設定」では、各中学校区において、当該校区の地域性や特色を踏まえながら、義務教育を終える段階で子ども達が身に付けておくべき資質・能力は何かという視点で、義務教育9年間の「教育目標」と「めざす子ども像」を設定するものとしております。

次に、23ページに移りますが、(3)「義務教育9年間を見据えた教育課程及び指導形態の工夫・改善」では、教科等ごとに9年間の「教育目標」に即した系統的な教育課程を編成し、児童生徒の学力や学習意欲の向上と豊かな人間性や社会性の育成を図ることとしております。

なお、教育課程の編成に当たっては、例えば、第二小学校は佐野中学校・新池中学校に分かれたりとか、日新小学校も新池中学校・第三中学校に分かれたりと、卒業後の進学先が複数の中学校に分かれる小学校や、小規模特認校である小学校の児童や転居等により9年間の途中で中学校区が変わる児童生徒にとって、過度な負担とならないように配慮することとしております。

次に、(4)「学校・家庭・地域の連携」では、学校・家庭・地域が「めざす子ども像」を共有し、相互に連携・協力しながら教育活動に取り組むこととしております。

次に、(5)「就学前施設との連携」では、就学前施設と小学校との円滑な接続を図る観点から、互いに情報の発信と共有に努めるとともに、小学校と就学前施設が連携し、合同研修会や合同授業研究会、合同行事などの開催に向けて、検討を進めることとしております。

次に、24ページに移りますが、(6)「教職員の働き方改革との両立」では、小中一貫教育の推進に向けた取組みが、学校や教職員にとって過度な負担とならないよう、人的配置も含め、教育委員会として所要の措置を講じるとしております。

最後に、(7)「施設形態」では、現行の中学校区における小・中学校の規模や位置等の制約から、当面の間は「施設分離型」で小中一貫教育を推進することとし、各中学校区の取組み状況等を勘察しながら、「施設一体型」への移行可否についても検討することとしております。

次に、25 ページをお開き願います。

2「小中一貫教育の推進形態（学年段階の区切りイメージ）」では、本市での「施設分離型」による小中一貫教育の推進に当たっては、従来の「6-3制」の学年段階の区切りを基本とし、将来的に「施設一体型」が実現可能となった場合には、小学1年生～4年生の4か年を学習基礎定着期、小学5年生～中学1年生の3か年を学習充実期、中学2年生～3年生の2か年を学習発展期とする「4-3-2制」の導入も視野に入れるなど、各中学校区の児童生徒の実態等に応じて、弾力的に運用することとしております。

次に、26 ページには、3「小中一貫教育の推進体制（イメージ）」を、27 ページには4「小中一貫教育の推進スケジュール（イメージ）」を、28 ページには5「小中一貫教育の概念図」を、それぞれ記載しておりますので、後程、ご覧いただきますようお願い申し上げます。

「基本方針」のご説明は、以上のとおりでございます。

冒頭のご説明の繰り返しになりますが、本市では、まずは、全ての小・中学校において、諸課題の克服に向け、小中連携教育の取組みを充実させ、その取組みに併せて「小中一貫教育推進モデル中学校区」を設定し、この「基本方針」に沿って、小中一貫教育の推進に取り組み、その後、他の中学校区の状況に応じて、小中一貫教育推進の取組みを可能な限り広げてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

私の方からは以上になります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

奥教育長

昨年度から検討委員会を立ち上げて進めてきたことでございまして、今後の泉佐野市の実態等も踏まえて非常に重要な課題だと思っております。全国的にも段々増えてきておりまして、このメリットを生かしながら地域が一体となって進めていくのが重要だと思っております。とりわけ新たな指導要領でも英語教育、プログラミング教育等々、道徳が教科になってというあたりで重要度が増していると認識しております。以前にも皆さんにもパブリックコメント等々お話ししながら進めてきたわけですが、皆様にも早めにお手元にお届けしたと思っておりますが、学校教育課人権教育担当参事より説明がありましたが、ご意見ご質問がございましたら、お願いします。

中村委員

巻末資料の事例1～4について、4か所の施設に行かれているのか、資料を取り寄せされているのか。せっかく私たちが視察に行かせていただいた富山や石川の資料は活用されておられないという扱いでよろしいのでしょうか。

奥教育長

また今後それも含めて、また今年も行っていただくので参考にさせていただきたいと思っております。

溝口教育部長

それは当然承知をさせていただいております、ご視察に行かれたところは主に施設一体型ではなかったですかね。ご承知の通り小中一貫につきましては、その目的を最大に活かすためには施設一体型が望ましいというのは間違いないと思います。ただ、縷々述べたように今、一足飛びに当市がそういう形で一体型を目指す事がなかなか打ち出せない、校区の問題もございまして。その中でこの基本方針の中では一体型よりも、できるだけ現場の先生が見ていただきやすいような分離型の資料として挿入をさせていただいたという所もございまして、その辺りはお含みおきをいただきたいと思います。

奥教育長

しかしながら分離型でも区切りが6-3ではなくて、4-3-2になったり、あるいは珍しいですが5-4という区切りもあったり、研究も進んでいるみたいです。

他にございませんか。

甚野委員

6ページ(2)小中一貫教育を実施していない市区町村における検討状況や(3)年度別設置(予定)状況において、泉佐野市はどこの区分に入るのかお聞きしたいです。

溝口教育部長

これは、平成29年3月1日時点で文科省の調査がありまして、当時、本市としましては、確か(1)小中連携教育を実施している、(2)現時点で検討の予定はない、と文科省に回答したようにお聞きしております。

甚野委員

(3)についてはいかがですか。

溝口教育部長

これは「現時点で検討の予定はない」というところで終わってしまっており、当然設置予定については書けないということです。

奥教育長

他にございませんか。

赤坂委員

結局、中学校区は5つということで、一斉に5区とも進んで行くということですよ。

松藤教育総務課教育振興担当参事

本市では、おっしゃられたように既存の5校区で一斉にというのは現時点では難しいと考えておりまして、とりあえず推進モデル校区を制定したいと。これは各中学校区と話し合いをした結果、モデル校で指定させていただいて、それ以外の校区につきましては、先ほどお話もありましたが1つの小学校から2つの中学校へ行く等ございまして、なかなか一足飛びには難しいと考えております。現状の小中連携教育の拡充を進めていただいて、その中ですべては難しいけれどもモデル校の取組みのいくつかをその他の校区に広げていき、将来的には全ての校区で小中一貫教育推進ができればいいかなと思っております。とりあえずスタート時点では全ての校区一斉とは考えていないのが現状です。

赤坂委員

検討で今、5校のうち1校をモデル校にしていくということですよ。

松藤教育総務課教育振興担当参事

推進モデル校区ということで考えておりますので、できましたら1校区もしくは2校区あればいいのですが、現状では少なくとも1校区はモデル推進校区に指定して進めていっていただきたいと考えております。

赤坂委員

その場合、文科省からのモデル推進校に補助がいただけるような制度になっていますか。

溝口教育部長

その辺りの支援、援助は一切ありません。例え9年間義務教育学校であっても、小中一貫型の分離型の小学校であっても、それに取組むにあって国からの支援や補助は今のところ文科省の支援メニューに一切上がっていない状況です。

赤坂委員

推進だけしてくれている・・・

溝口教育部長

財政的な面については赤坂委員のおっしゃる通りです。国については、この法改正に至った理由としては色々な選択肢とかバリエーションを国としては作ったと。今まで通りでもいいですよ、小中一貫目指していただく、また義務教育学校でもいいですよ、というような選択肢の幅を広げただけであって、それをどう選んで、どう進めていくか、どう財政的に裏打ちを打っていくかはそれぞれの市町村で考えてください、というような立場になっている。

赤坂委員

施設分離型だったら箱物を設置する費用が余りかからない。施設一体型になると土地とか建物の費用が結構かかってくる。その辺を含めて考えてくれた上での施策かなと思いました。

その費用は別にして、一貫になるとこういうメリットがありますよ、デメリットがありますよというのをこの資料でお示ししていただいたのですが、メリットは置いておいて、デメリットは9年間で友人密度が濃過ぎたりなど、これは一体型の場合で、分離型の場合はそれがだいぶ緩和されると思います。

中1ギャップのメリットで解消となっておりますけれども、これも分離型の場合の度合いは一体型とどの程度違うのか。分離型の場合カリキュラムは6-3でいくから、1つのカリキュラムが終わった時点で従来通りの卒業式とかあるのか、9年間で1回のパターンになるのか。一体型では最上級生は中学3年生になり、普通の学校では6年生で1回リーダーシップを経験できるところが少なくなる、いろいろな従来のメリットが逆にデメリットになるところをどうやって埋めていくのか、転入転校生の問題もありますけれども。それと中高一貫校との整合、いろいろな面をどうやって埋めていくのかも検討課題に入っていかなければならないと思います。その点について、少しこの資料の中では見受けられないこともありますけどどうですか。

溝口教育部長

資料の26ページをご覧いただきたいのですが、小中一貫教育の推進体制のイメージを書かせていただいております。そのうち一番上にあります『「小中一貫」推進協議会』、これは市教委の中に設置をする予定なのですが、ここがいわゆる統括部門になるかと思えます。要は小中一貫モデル校を設定して始めようかという時になったとしても、その後何年か経ったとしても、この推進協議会が泉佐野市の小中一貫教育の推進のエンジン役になっていく。この協議会の中で、今、赤坂委員がおっしゃったように、一旦導入した後でも、いろいろなメリット・デメリットが出てきますし、全国的に色々な事例が収集できる。その中で本市の現状に合わせて、こういうデメリットが出てきたならば、こういう解消方策がありますよというような事例もいろいろ収集しながら、一旦、基本方針としてこれで全て、というイメージは一切持っていません。あくまでもとっかかりの方針であって、その後これを何回も何回も改定する必要があると思いますので、それについてはこの推進協議会の中で、その時、その時のいろいろな事例を研究しながら本市に合ったような形で修正を繰り返して行って、それに従って進めていくというイメージを考えております。

奥教育長

これが全てではなくて、先ほどおっしゃられていたような課題も含めて。国も従来でもいろいろなモデル事業に援助があったと思いますが、そういったこともあるかも知れませんし。基本的にはずっとこれがこのまま続くということではなくて、新たな声が出てきたらそれに添うような改定をしていかなければならないということでございます。

他にございませんか。

山下委員

現時点ではこれでいいと思います。というのはモデル校を1校作っていただいてやっていく、それは今日明日できるわけではないし、後の4校がそれに追随して素晴らしい学校になっていけば、それはいいと思います。それは5年10年スパンになってくると思います。そのうちに人口が減って来るし、子どもの数も減って来るし、色々再検討も出てくるだろうし、はたまた文科省のほうでもいわゆる義務教育が今は9年ですよ、それが18歳までになるのか、協議も国の方で出てくる。やりながら大きな意味でいろいろ変わってくる可能性もあるし。本当の理想は5つの中学校単位で小中学校の箱物も一体型学校を作った方がいいのだけれども、今はなかなかそこまでできない状況だというのはわかります。今はこういった方針のもとにやっていかないとしょうがないかなと思っている所です。理想を書けと言われてたらもっと書くでしょうが、それはなかなか現実的ではないということで理解する範囲です。

奥教育長

学校教育計画は小学校中学校それぞれ学校が別々に作っていますけれども、一貫教育となってくると一つの学校になります。当然、一貫した学校教育計画を策定した上で進んで行く必要がございますので、モデル校で推進していく場合もそういったことを連携しながら色んな事を計画段階で変えていかなければならないと思います。そのところモデル校を中心にして進めていくという事がございます。

他にございますか。

畑谷委員

現場の先生方はどのように考えているか、先生方の意見を今日までの時点で聞いたことはありますか。

溝口教育部長

おっしゃるとおりで、これをやるのは現場ですので、当然、校園長会を通じて校長、教頭先生だけではなく全ての教職員に一度目を通してもらって下さい、今、現実現場の状況でできますか、無理ですか、何が足りませんか、という意見照会を全てかけました。その中で意見としては、今これだけしんどいのこれ以上これをしろということかという意見もあれば、いいことだから進めたいのだけれども、こういう支援措置をして欲しいなど建設的な意見も片方でいただいています。全ての先生方に一読していただいた中で、全ての小中学校から意見をいただいた内容も修正すべきところは、全てその内容を取り入れて修正させていただいておりますので、一応これで令和元年度はこの基本方針で旗をあげて進めていきたいと。先程の繰り返しになりますが、やはり現場から色々な意見が上がってくると思います。今日は実は堺市で全国フォーラムがあり、全ての小中学校の先生方が一人以上、この小中一貫のフォーラムに参加していただいております。小中一貫とは何ぞやというところも理解もいただきながら、実際に先ずは連携の強化に取り組んでいただきながら、その後9年間のカリキュラムをどう組んでいくか、目指す子ども像をどう設定するかというところが一貫教育ですので、段々現場の先生方も意識をしていただく、勉強をしていただく中で、ある一定の年数

で積み上げないと、一足飛びにはできないと考えておりますので、時間をかけて丁寧に市教委としてはフォローしていきたいと思っております。

奥教育長

他にございませんか。

中村委員

数年前の調整区域の見直しの時に10年間は触らないということでしたが、タウンミーティングなどの場で、地域の方々から色々苦情や要望はあがってきているのでしょうか。

奥教育長

今のところはないです。

中村委員

10年後に子どもたちの数が激減するという数字を出されていたので、クラス編成なども変わってくるだろうし、学校像、目指す子ども像も地域のそれぞれの課題もあるのも踏まえながら変わっていくのだろうなど、調整区域のことも過りました。

赤坂委員

あれから4年、あと5年ということで、10年というスパンでは、その頃には少子化による統廃合と小中一貫の融合をしていかないと、どうしても成り立たないと思っております。統廃合されることをデメリットと捉えている方とメリットと捉えている方が両方いらっしゃる。文科省もそれをひっつけるのを嫌がっている節がある。自治体もそれに託けてとはなかなか言い難い。あくまでも単一で小中一貫の事業と統廃合が結びついていませんよ、と言わないとしょうがないところがあると思っております。それでも融合していってもらわないと困るなどということもあります。10年のスパンがもうすぐきますので、泉佐野市としては考えながら進めていかなければならない事業だ、中村委員の意見は恐らくそういうことだと思っております。

奥教育長

南委員いかがですか。

南委員

山下委員がおっしゃられたように、やってみないとわからないと。

奥教育長

他にございませんか。

無いようでございますので、議案 22 号「泉佐野市小中一貫教育基本方針の策定について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

奥教育長

ご異議がございませんので、本議案は原案どおり承認することに決定しました。

本日の委員会に付議されました議題はすべて終了いたしました。

次回の 12 月定例教育委員会会議は 12 月 6 日の金曜日、午後 2 時から、市役所 4 階庁議室で開催いたします。

それではこれをもって本日の会議は終了いたします。

(午後 3 時 25 分閉会)